別記様式（第４条関係）

会議録

会議の名称	令和８年度加東市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和８年８月２５日（火）　午後１時３０分から午後２時５０分まで
開催場所	加東市役所　５階　５０１会議室

委員長の氏名　小野　圭三

出席委員の氏名

井上　竜治　小野　圭三　森本　和幸　椙本　俊也　松本　邦夫　依藤　眞弓

服部　善典　田中　美穂

説明のため出席した者の職氏名

出席した事務局職員の氏名及びその職名

健康福祉部長　菅野勇一　　高齢介護課長 井澤彰子　　主事　岩崎友哉

地域包括支援センター副課長　高濱さおり　　係長　櫛原ひろみ

議題、会議結果、会議の経過及び資料名

開　会

１　委員長・副委員長の選任

委員長は小野圭三委員、副委員長は服部善典委員に決定する。

２　議題

（１）令和７年度事業報告について

事務局から説明資料１に基づき説明

【質疑】

委員：虐待に関する相談通報対応件数が０件が １ 件になったという説明があったと思いますが、重要な問題と思っていまして、虐待が施設で行われていると安心して施設に入れないのではないかと不安感につながると思います。それに対して、虐待の内容とその背景として、原因は把握されたと思うのですが、再発防止対策をどのようにされたか、あるいは他の施設に対しての水平展開をされたのであれば、どのようにされたのか教えていただきたいです。

事務局：要介護者施設従事者等による虐待に関する相談通報対応件数は１件ということを報告させていただきましたが、こちらが相談を受けたという件数で、実際には、その事実確認や関係者からの聞き取りを行った結果、その事案につきましては、虐待事実はなかったということで、虐待のケースとしては０件で、事実がなかったとの判定としております。

令和７年度はそのような実績ですけれども、前年度からの虐待の件数もございますので虐

待防止につきましては、高齢者虐待防止ネットワーク会議による関係機関の連携強化や権利擁護セミナーということで介護事業者向けにご高齢者虐待に繋がるような内容の具体的な対応の研修をするなど、市としても権利擁護の観点から、事業所や専門職向けに対する研修を毎年継続して行っています。

委員：虐待等は、なかなか表面化しにくい特徴があると思いますので、少しでも怪しいところがあれば徹底的に原因を把握できるよう対応いただきたいと思います。

また、養護者による高齢者虐待の背景として、以前は介護疲れが多かったが、最近は認知症、アルコール依存、精神問題と原因が多岐にわたり複雑化しているというような解析もされています。養護者は、介護疲労だけはなくて、いろんな問題を抱えておられるということが原因なので、養護者の方に問題がないかをあらかじめチェックリストを実施して、何か問題があれば早期に対応するような体制をとっていただければ、虐待につながらないのではと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長：他に何か質問はありますか。

委員：説明資料1の1ページの介護予防ケアマネジメント等業務というところで、令和5年度から比べて、センターが持っておられるケースが、63件から17件に減っていて、それが介護予防マネジメントを実施できる事業所が増えたからと説明を受けたと思いますが、人材不足が緩和されたなど業務に関係してよい影響があったのかを教えていただきたいです。

また、地域包括支援センターが17件持っておられるケースについてですが、事業所に振り分けすることもできる中で、例えば重層的な状況があって、地域包括支援センターが持っていた方が対応しやすいなど、何かルールや基準があるのであれば教えていただきたいと思います。

事務局：地域包括支援センターの新規契約の件数ということで、過去から継続のケースで言いますと、この約6倍のケースは、地域包括支援センターで、マネジメントをしております。肌感覚的にはそれで各職員が余裕ができたという感じは受けてはいないですが、今後その他で報告があったような事業に重点を置いていきたいと思っています。

また、地域包括支援センターの方で持つケースのルールや基準というのは、明確には示したものは

ありませんが、言われているように、重層的な複合的なケースで、委託より、直営の地域包括支援センターがマネジメントする方が各課との調整がしやすいというようなケースを持っているということは確かで、それ以外でも、そのときのタイミングで、職員が自分で対応できるケースなど様々で、困難ケースのみを持っているという訳ではないという状況です。

委員：ありがとうございます。よく分かりました。でもルール化はされた方がいいと思います。

委員長：事務局いかがでしょうか。

事務局：それは、どのようなことからそのように思われたのかを教えてください。

委員：地域包括支援センターとして、このような方は委託していきましょうというのを個別で

皆さんそれぞれの裁量でやっておられると感じます。中には、困難なケースなど、地域包括支援センターで伴走的にする方がよいのではないかというケースもあります。

事務局：地域包括支援センターのプランの全てを詳細には把握をしきれていませんが、委託をさせていただく新規のケースについては、地域包括支援センターの職員が、事前にケアマネジャーと一緒に決めている様式を用いて、委託を受けていただけるかどうかも含めて、ケアマネジャーと調整をしており、現場の担当者同士での連携はできていると考えています。その際に何か問題になったということは、直接聞いておりませんが、現場の声があるようであれば、ルール化をする前にセンター内や各ケアマネジャーに確認をしていく必要があると思います。

委員：地域包括支援センターには多くの相談事が集まってくるので、介護予防のケースは外部に委託してもらって、地域包括支援センターの職員にもう少し楽になったと思ってもらえるようになればと思います。プランナーは減らして、虐待対応等他に回ってもらうようなことができないのかと思いました。地域包括支援センターは、相談を受けたり、地域ケア会議などもよい方向に変わりましたし、全体の評価は上がっていると思います。もう少し回れるような形になればよいなと思いましたので、お聞きしました。

（2）令和７年度加東市地域包括支援センター自己評価について

事務局から説明資料２に基づき説明

【質疑】

委員：自己評価表の１ページ目の調査で、市が行う介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、センターが行う実態調査等があるのですが、これはどういうタイミングで行われているのか教えていただきたいです。

事務局：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査につきましては、介護保険事業計画の策定時、３年に１回アンケートを行っています。なお、在宅介護実態調査は、期間を決めた認定調査時に、国で決められた項目の部分で実施しています。

センターが行う実態調査というのは、アンケートという意味ではないのですが、アウトリーチということで、福祉票を提出いただいている独居高齢者等に聞き取り等を行っているものになります。

委員：ありがとうございます。

介護保険事業計画の3年に一度の方ですが、介護認定を受けられている方への調査の回答率がやっぱり低くて、それに対して、もう少し答えられない方への調査が必要ではないか等が地域ケア会議でも言われていました。実際郵送で届くと、各項目で少し答えにくいアンケートがあり、もう少し調査の仕方を変えて、3年に一度と言わず、実施してはどうかと思いました。実態の把握と調査と分析がすごく加東市の介護保険事業の中で少し薄いのではないかと思いましたので、質問させていただきました。回答は先ほどの内容で構いません。

委員長：他に質問はありますか。
ないようですのでご承認いただいたものとさせていただきます。

（3）令和８年度事業計画について
事務局から説明資料３に基づき説明

【質疑】

委員：地域包括支援センターの体制で、地域包括支援センター相談窓口のブランチが2ヶ所、東条と滝野と書かれておりますが、相談件数があるのか疑問に思っています。例えば、令和7年度の滝野支所の相談件数から令和8年度はどれぐらいを想定して支所を作っているのかをお聞きしたいです。

事務局：説明資料１の３ページ目を御覧ください。
総合相談支援業務の中ほどにブランチ分として再掲の数字を掲載しております。令和７年度の滝野支所で見ますと、新規と継続を合わせて 48 件という数字になっておりますので、東条の 126 件の方が多い状況で、数としては多くありません。窓口として周知はしていますが、どちらかというとそこから訪問ということで、滝野地域で見守りが必要な方につきましては、委託をしている社会福祉協議会の方が訪問で支援してくださっている方も含めての数になっています。

委員：それでは、継続で令和７年度、滝野は 46 件で、これは訪問して、相談、アウトリーチをされてると考えてよろしいですか。

事務局：はい。

委員：アウトリーチであれば、滝野ブランチが行く必要があるのかどうか、どうしても社会福祉協議会が行けばいいという発想になってしまうのですが、いかがでしょうか。

事務局：ブランチ自体が相談窓口として社会福祉協議会に委託をさせていただいておりますので、社会福祉協議会の職員に、訪問や来所、電話も含めて、対応していただいております。

委員：滝野担当の必要性があるのかと思ったのです。
アウトリーチして訪問するので、社会福祉協議会の社支所のところから行ってもいいわけだし、滝野支所が相談者の家と近いとも思えないので、滝野支所の考え方としてはどうなのでしょうか。

事務局：ブランチは、それぞれ地域で相談できるように各ブランチを２ヶ所設けているのですが、電話連絡等の多くは、包括支援センターの方に集まってくるという現状もありますので、今後、ブランチのあり方について検討していかなければいけないと思っております。

委員：東条支所には、社会福祉協議会の職員は２名配置されています。
滝野支所は今、専属の方が必ず１日おられるわけではなく、輪番制で誰かが待機されています。担当者がいなければ、課長さん自らが待機をされていて、それが本当に効率的なのか非常に疑問に思っているのですが、いかがでしょうか。

事務局：この滝野支所の48件のうち、来所相談は数として多くないことは認識しております
　ので、その転換期には来ていると思っております。
委員：効率を重視してご検討いただけるとありがたいです。
閉　会

令和８年 10 月 22日

委員長　小野圭三

署名人　依藤眞弓

署名人　椙本俊也